

## 平成28年第3回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成28年6月13日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第3号 請願の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第4号 諸般の報告について
- 第 5 議会報告第5号 閉会中の継続調査の結果報告について
- 第 6 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 議案第40号 町長専決処分について（出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定）
- 第 8 議案第41号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
- 第 9 議案第42号 町長専決処分について（「平成19年新潟県中越沖地震」に係る出雲崎町復興支援基金条例を廃止する条例制定）
- 第10 議案第43号 町長専決処分について（平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号））
- 第11 議案第44号 町長専決処分について（平成28年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））
- 第12 議案第45号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第46号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第47号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第48号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第16 議案第49号 平成28年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第50号 平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第51号 平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第52号 平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第53号 平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

第21 議案第54号 平成28年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

第22 議案第55号 平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	三輪正
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	仙海直樹	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤佐由里
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	大矢正人
建設課長	玉沖馨
教育課長	矢島則幸
町民課参事	山田栄
総務課参事	権田孝夫
教育課参事	金泉嘉昭

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	坂下浩平
書記	佐藤千秋

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから平成28年第3回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎会期日程の報告

○議長（山崎信義） 議会運営委員長から、6月6日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

---

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山崎信義） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、宮下孝幸議員及び2番、中野勝正議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（山崎信義） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月20日までの8日間に決定しました。

---

◎議会報告第3号 請願の常任委員会付託報告について

○議長（山崎信義） 日程第3、議会報告第3号 請願の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した請願については、会議規則第92条第1項の規定によりお手元に配付しました請願文書表のとおり所管の委員会に付託しましたので、報告します。

---

◎議会報告第4号 諸般の報告について

○議長（山崎信義） 日程第4、議会報告第4号 諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書並びに地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおりの提出がありました。

次に、議員派遣の結果について報告します。

初めに、高桑佳子議員から去る5月25日に開催された第37回町村議会広報研修会について、また仙海直樹議員から去る5月30日、31日に開催された平成28年度町村議会議長・副議長研修会について、お手元に配付した報告書のとおり報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議会報告第5号 閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（山崎信義） 日程第5、議会報告第5号 閉会中の継続調査の結果報告を行います。

最初に、社会産業常任委員長、1番、宮下孝幸議員。

○社会産業常任委員長（宮下孝幸） それでは、社会産業常任委員会調査報告をいたします。

去る6月2日に当委員会が所管する事務調査として「心月輪」の2度目の現地調査を行いました。

調査は、開店後の反応や状況について、あるいは5月連休中の集客状況、さらに今後の展望などについて組合長から話を聞き、調査いたしました。

結果、開業当時の滑り出しは順調であるが、今後それらの客をいかにリピーターとして定着させていくのか、あるいは多過ぎるメニューの絞り込みが必要と思われ、そのためにはどのような客層を中心に営業展開すべきかなど、さらに検討する必要があるとの意見が出されました。

当委員会といたしましては、組合が出された課題をクリアし、さらなる展望の上、永続的な繁栄を遂げることに期待を寄せていきたいとの結論に達しました。

社会産業常任委員長、宮下孝幸。

○議長（山崎信義） 次に、総務文教常任委員長、6番、三輪正議員。

○総務文教常任委員長（三輪 正） 総務文教常任委員会としましては、調査は行いませんでしたので、報告いたします。

○議長（山崎信義） 以上で閉会中の継続調査について、常任委員長報告を終わります。

---

#### ◎報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（山崎信義） 日程第6、議案第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について。

町長からお手元に配付しましたとおりの報告がありました。

---

#### ◎議案第40号 町長専決処分について（出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定）

○議長（山崎信義） 日程第7、議案第40号 町長専決処分について（出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第40号の専決処分につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、平成28年度の地方税法改正に関する地方税法等の一部改正が本年3月31日に公布されたことに伴い、関連する税条例等の一部を改正する必要が生じたため、3月31日に専決処分したものであります。

改正の主なものは、法人町民税の法人税割の税率の引き下げ、固定資産税の課税標準特例の追加、また軽自動車税の税率等の改正であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、若干補足をいたします。

資料の1ページをご覧ください。今回の主な改正事項についてでございますが、1点目としまして、法人町民税関係で法人税割の税率の引き下げであります。この引き下げにつきましては、平成29年の4月1日以後に開始する事業年度から適用されるもので、これまでの12.1%から8.4%に引き下げるものでございます。

2点目としましては、固定資産税においてわがまち特例の規定を追加するものでありますが、再生可能エネルギー発電設備等7項目において課税標準の特例を定めるものですが、当町におきましてはいずれも国が示した標準の割合で規定してございます。

3点目の軽自動車税関係では、アに記載の自動車取得税にかわる環境性能割の創設、イに記載のグリーン化特例の1年間の延長が主な改正点であります。環境性能割については、賦課徴収の業務は県が行うことになっておりまして、税率は自動車の環境性能に応じまして非課税、1%、2%、3%と区分されます。グリーン化特例につきましては、税率の軽減を平成27年度中に新規取得した場合のみの対象を平成28年度中に新規取得した場合にも対処するというものでございます。

以上が主な改正でございますが、その他4点目としまして記載してありますとおり、法令等の改正に合わせて規定するものや関連条項の異動、文言の整理、それから字句の修正等でございます。

なお、新旧対照表につきましては、資料の3ページ以降をご覧くださいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第40号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第41号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例制定）

○議長（山崎信義） 日程第8、議案第41号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第41号の専決処分につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、出雲崎町税条例と同じく、平成28年度の地方税法改正に伴うもので、地方税法施行令等の一部改正により、条例の一部を改正する必要性が生じたため、3月31日に専決処分したものであります。

改正の主なものは、課税限度額の引き上げと低所得者に対し保険税の軽減を拡充するための措置であります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、若干補足をいたします。

資料の2ページをご覧ください。今回の改正の1点目ですけれども、（1）に記載のとおり、第3条で規定しています課税限度額の見直しでございますが、基礎課税分と後期高齢者支援金分をそれぞれ2万円引き上げるものでございます。

2点目としましては、（2）の保険税の軽減世帯の軽減の拡充措置としまして基準となる金額を引き上げ、課税所得を減ずるものでございます。

なお、これらの改正の施行につきましては、本年4月1日とするものでございます。

なお、資料の36ページ以降に新旧対照表をあわせてご覧いただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第41号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第42号 町長専決処分について（「平成19年新潟県中越沖地震」に係る出雲崎町復興支援基金条例を廃止する条例制定）

○議長（山崎信義） 日程第9、議案第42号 町長専決処分について（「平成19年新潟県中越沖地

震」に係る出雲崎町復興支援基金条例を廃止する条例制定)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第42号の専決処分につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、平成19年の中越沖地震被害の復旧への支援に、東京電力が県へ寄附したものの配分を原資として、平成20年12月に基金造成したものでありますが、27年度をもって対象4事業への基金からの充当が完了したため、平成28年3月31日をもって基金条例の廃止を専決処分したものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長(山田正志) 補足をさせていただきます。

基金の対象となりました対象4事業、これにつきましては釜谷の団地整備というふうなことで越の梅ブランド化支援事業というのが最後まで残った事業でございます。そのほかに酪農組合の地震当時の施設の復旧、良寛記念館、これは誕生250周年を住友ホールで実施したときのものでございますが、これに充当したもの、それと公営企業会計での災害復旧の基金利子補給に充てたというふうなことの4事業が対象となっておりますけど、最後までというか、この8年間充当いたしまして、釜谷の梅団地の整備というふうなことで基金を利用してきたというふうなことでございます。27年度末をもって終了となりました。この越の梅ブランド化事業につきましては、528万円の基金からの充当というふうなことで完了いたしました。

以上でございます。

○議長(山崎信義) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(山崎信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山崎信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第42号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第43号 町長専決処分について（平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号））

○議長（山崎信義） 日程第10、議案第43号 町長専決処分について（平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第43号 平成27年度一般会計補正予算の専決処分につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決補正予算は、27年度中の町税、譲与税関係、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税の交付金、地方交付税、国庫支出金、財産収入、繰入金などの歳入金額が確定いたしましたので、本年3月31日に専決処分をいたしました。

つきましては、歳入では各款で大きな動きのあったものを計上いたしました。

歳出では、2款の総務費、8款土木費については除雪関係費を減額いたしております。

9款の消防費では、常備消防事務委託金料の追加計上をいたしました。

11款では公債費、長期債利子分を減額いたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額780万8,000円を減額し、専決後の予算総額を41億7,924万4,000円としたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳入、302ページお願いいたします。歳入関係、町税関係でございます。年度末迎えましての調定見込みによるものということで追加させていただきました。

2款地方譲与税から10款地方交付税までは、配分が確定したものでございます。

304ページをお願いいたします。10款の地方交付税につきましては、今回は特別交付税の追加というふうなことで、特別交付税1億369万8,000円ということで1億円台というふうな部分でございます。

続いて、国庫支出金でございます。総務費関係の国庫支出金、個人番号カード交付事業費、これ歳出に関係いたしますが、マイナンバーの交付事務費関係を地方公共団体情報システム機構にそのまま支払うというふうな部分でございます。交付の枚数の増減によりましてということで、本町減額というふうなことでございます。

それと、地方創生加速化交付金についてでございます。660万の減になっております。これにつきましては、実はまるごとオーナー制度を繰越事業として内閣府のほうに申請をしておりました。残念ながら広域連携関係の配点というのですか、やはりスケール事業規模も含めまして不採択というふうなことで、歳入のほうは減額というふうなことになってございます。

そのほか、良寛を中心とした観光振興ということで長岡市周辺の自治体と同時に上げていた広域連携関係で、これにつきましても看板の施設整備関係が60万円減額されたというふうなことでございます。合わせて660万の減額になってございます。歳出は、そのまま執行というふうなことで現在動き出しております。

それと、続きまして305ページ、寄附金関係でございます。これにつきましては、100万円の教育費寄附金ということで、奨学金の充実というふうなことで株式会社アイザワビルサービスからの寄附を受けております。これは、歳出のほうで出てまいりますし、条例改正でも出てまいります。よろしくをお願いいたします。

19款の基金繰入金についてでございます。財政調整基金の繰り入れ減というふうなことで、これは当初は4億2,000万円、財政調整基金、繰り入れておりましたが、最終的には1億の繰り入れというふうなことで3億2,000万円戻したというふうなことでございます。財政調整基金の残高、この27年度末につきましては20億954万2,000円というふうなことでございます。1年前と比べまして、川西ひまわり集合住宅関係の繰り出しを中心にしておりましたので9,500万円程度、1年前よりは減になっておりますが、3億2,000万円戻したというのは途中、廃棄物交付金1億5,000万円交付受けていますので、この辺の差し引きの部分も影響しているのかなというふうに思っております。

それと、諸収入についてでございます。これ300万円、市町村振興事業ということで全国市町村振興協会からの補助を年度末、上げたものでございます。美食めぐりの事業が1回限り該当になるというふうなことで300万円の交付を受けて充当させてもらっております。

続いて、306ページで歳出でございます。除雪関係の減額計上してございます。建設課の道路維持費のほうにものっておりますが、1月15日の除雪の始まり、最終が2月26日というふうなことで、除雪関係は一斉が10回、部分が5回ということで計15回の出勤になったというふうな状況でございます。ということで不用になった分、減額したということでございます。

3項の戸籍関係、先ほど申しましたが、歳入に連動いたします。個人番号カード関連事業の委任交付金というふうなことで、これは地方公共団体情報システム機構への交付支払いが減額になった部分でございます。

次のページ、6款の農林水産業費の財源更正600万円、これはまるごとオーナー関係が先行型の交付金で不採択だったというふうなことで一般財源に振りかわったものでございます。

商工費の財源更正も60万円減になってございます。

それと、これは先ほど歳入で300万円、美食ラリーの部分が財源更正で歳入に入れて充当してございます。

続いて、308ページでございます。除雪関係は、今ほど申し上げた内容でございます。

下水道費、これは財源更正であります。次の消防費も関係してございますが、エコパークの交付金の関係で下水道関係がちょっと充当がいっぱいになったというふうなことで、消防費のほうに充当を入れかえたというふうなものでございます。

それと、委託料の69万5,000円の常備消防の追加分でございます。これは、実は柏崎市のほうから過年度分、22の施設整備の部分で起債の償還があったわけなんです。そこで本町、刈羽村への未精算の部分があったというふうなことで、さかのぼった部分の過年度分というふうなことで今年度末での専決で支払いをさせていただいたというふうなものでございます。

公債費につきましては、当初見ていた利率より下がったというふうなことで減額をさせてもらってございます。

以上、補足説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 予算のほうも関係あるんですけど、とりあえず歳出の307ページ、農業振興費の中でまるごとオーナー制度が不採択になって、国庫支出金が600万減って、一般財源から600万出して、事業そのものは行うということですけども、当然これ計画したときには認められるものだと思って計画したんでしょうし、我々にも説明がそのようにありましたし、何が悪かったのか、何が原因で不採択となったのか。また、今後生かすために、どこをどういうふうにしなければならないのか。その辺のことをちょっと教えてください。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 実は、3月の専決するぎりぎりまで採択になるものというふうなことで内閣府とのやりとりをしておりました。結果的に、内閣府の内部のほうで審査を行うルールがあるようであります。その中でいろんな配点がつくんですけど、その配点で、要は事業規模自体もちょっと小さいと、600万ぐらいの事業規模というふうなことと、やはり先進的なモデルになるようなケースというような部分もありまして、これを生かすとすれば、要は事業を全部ひっくり返してやらざ

るを得ないというぐらいに、最初から戻って計画を立てなければいけないというふうな形の内閣府の最終的な意見だったと聞いております。したがって、もう既にスタートして、ぎりぎりで動いているような状況にあったものでありますので、今回の先行型にはもう対応できないというか、採択にならなかったというふうなことでありますので、歳入は落ちましても歳出持っておりますので、できるだけ経費を経済的に考えた部分で執行は進めていかなければいけないというふうなことでのものでございます。なかなかちょっと厳しい事業内容の精査だったというようなことと聞いております。

以上です。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） まるごとオーナー制度、ことしの我が町が目玉の一つで、本当に画期的なものだと思っておりましたし、今のお聞きすれば、大変申し込みも殺到しているということでございますけれども、ことしこういうことになると、来年度以降はどういうふうに考えておられるんでしょうか。一般財源でやっぱり来年度以降も続けていくということでございますでしょうか。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 内閣府の先行型の事業にはもう該当しませんので、一つ考えられるとしますと、過疎のソフト部分で対応できればというふうな部分で考えていけるかなと思います。

以上です。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 出雲崎の課長さんは大変優秀で、いろいろなところから補助金あるいは助成金を引っ張ってきてくださってやっていただきますので、来年は一般財源を出すことは私は構わないと思いますけれども、できれば何か補助金等々が入れるようなものを探してきて、来年は実施していただきたいと思います。

以上です。

○議長（山崎信義） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第43号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第44号 町長専決処分について（平成28年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））

○議長（山崎信義） 日程第11、議案第44号 町長専決処分について（平成28年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第44号 平成28年度一般会計補正予算の専決処分につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決補正予算は、新潟海区漁業調整委員会委員に急遽欠員が生じたため補欠選挙が実施されることとなったため、5月16日に専決処分をいたしました。

歳出、2款総務費、4項選挙費に「目」を新設し、関係費を計上し、歳入には県支出金を計上いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額8万円を追加し、専決後の予算総額を33億1,008万円としたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきます。

町長の説明のとおりでございます。海区の漁業調整委員さん、木村さんという方が委員さんでございましたが、亡くなられて、急遽補欠選挙が実施されることになったものでございます。

総務費に選挙費で新たに「目」を新設させていただきました。歳入には県支出金ということでございます。告示日が5月31日、選挙期日が6月9日というふうなことでございますが、告示日にお一人届け出があつて、神田さんという方ですけど、当選されたというふうなことで選挙の実施はな

いというふうなことになりました。この海区関係は、公職選挙法に準用しているものでございます。ということで委員会の報酬、あと消耗品、特に県のほうから委託金のほうでございますので、消耗品関係、長机テーブルをちょっと用意させてもらったというふうなことで対応させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第45号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第12、議案第45号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第45号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、有害鳥獣の駆除に携わる非常勤特別職の身分の町鳥獣被害

対策隊を組織したことにより、その隊員の年額報酬を定め、別表に追加したものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきます。

町長の説明のとおりでございます。今まで町で有害鳥獣駆除関係、許可をとりまして、身分的には猟友会の会員としての身分で町から依頼を受けての活動となっております。このたびは、非常勤の町職員として任命するというようなことで指揮命令系統がはっきりするというふうなことで町職員としての身分というふうなことにさせてもらうものでございます。

報酬につきましては年額2,000円と、決して多いものでございませませんが、活動1回につき費用弁償で、これは町のほうではなくて、町が当然構成員になっておりますが、鳥獣被害防止対策協議会に国費のほうで、国のお金がそこに入りまして、そこから1回当たり費用弁償を2,000円と、出勤1回当たり2,000円出ると聞いております。ちょっと変則的でありますけど、既に県内幾つかの自治体でこのような体制をとっているところございます。ということで、身分的には非常勤の町職員というふうなことで活動していただくというところで今回の条例改正に追加させていただいたというところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 非常勤の隊員ということになってはいますが、これについては人数は限られているのでしょうか。ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 猟友会のメンバーが15名、それから産業観光課農林水産系の職員が2名、計17名で構成されております。

○議長（山崎信義） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第46号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の  
一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第13、議案第46号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第46号につきましてご説明を申し上げます。

本年3月に、東京都新宿区の株式会社アイザワビルサービスから教育奨学金の充実の理由で100万円の寄附がありまして、このたび奨学金貸与基金の額を100万円増額し、9,300万円にするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 若干補足説明をさせていただきます。

寄附者のアイザワビルサービスさんにおかれましては、教育費として平成25年9月、それから平成27年1月、そして今回平成28年3月と、3回にわたりまして寄附をいただいております。総額で300万円の寄附ということになってございます。

以上です。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第47号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について**

○議長（山崎信義） 日程第14、議案第47号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程いたしました議案第47号につきましてご説明を申し上げます。

このたび厚生労働省令の一部が改正され、保育士の担い手確保に対応するため、当分の間、保育所等における保育士の配置について特例的運用ができるようになりました。

これに伴い、市町村の認可事業となっております家庭的保育事業等におきましても保育士配置要件の弾力化をする同様の特例を設けるため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

この家庭的保育事業等は、平成27年4月から本格的にスタートしました子ども・子育て支援新制度におきまして市町村による認可事業として児童福祉法に位置づけられたもので、19人以下を定員

とした地域型保育事業として実施されることになったものでございます。

現在本町ではこの事業は実施されておりませんが、保育の質の確保、また多様な受け皿づくりのために制度化したものでございます。この事業の設置運営基準は、国が定めた基準に準拠しており、このたび国の基準の一部改正に伴い、同様の改正を行うものです。

主な改正内容につきましては、当分の間、朝夕等の時間帯におけます保育士配置要件の特例、幼稚園教諭等の活用に係る特例及び加配人員に係る特例を設けるものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第48号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（山崎信義） 日程第15、議案第48号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。  
提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第48号につきましてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、本年3月定例会の議案第38号で物損事故の和解と損害賠償額の決定の議

決をお願いしておりますが、その引き続きの一連のものであります。

このたび相手方の負傷の、人身事故の示談が成立したことにより、地方自治法第96条の第1項第12号及び第13号の規定によりまして和解と損害賠償額の決定の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足説明をさせていただきます。

48号につきましては、町長の提案のとおりでございます。事故概要につきましては、記載のとおり1月29日での川西交差点、職員による衝突事故でございます。物損と人身の両事故となりまして、相手側様に大変なご迷惑をおかけしたものでございます。

事故後、示談に向けての対応をさせてもらっておりましたが、物損事故の示談、和解とともに、相手方の通院治療も終了いたしまして、示談が整ったものでございます。このたび和解と損害賠償の額の決定をお願いしているものでございます。このたびのもので事故に関連する一連の示談、和解等の対応が終了となります。大変ご迷惑をおかけいたしました。

また、関係職員につきましては職員当事者、これは懲戒処分というふうなことで減給10分の3、3カ月、監督責任としまして私、上司になりますが、総務課長が文書嚴重注意というふうなことになってございます。

人身事故の賠償額は50万円で、これは指定専決の金額なんですけど、物損事故と一連のもので議案として取り扱うことになっております。したがって、今回人身分の和解、損害賠償の額、それと6万9,994円と物損の161万1,767円、合わせまして168万1,761円が最終的に賠償額というふうなことで決定したというふうなものでございます。

大変ご迷惑をおかけしましたが、二度とこのようなことがないように、既に職員全員にいろんな研修等進めておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） この事故に伴って、今ドライブレコーダーとか、町の各車についているようですが、私もいつこういった被害者になったり加害者になったりする可能性もあるんですけども、本当に今後二度とこういうことがないように、非常に町民の方々もこの事故に関しては関心があるといえますか、皆さん目を光らせていますので、総務課長、今おっしゃったとおりなんですけど、今後も引き続き、職員にこういうことがないようにお願いしたいと思います。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 今仙海議員が質疑したとおりなんですけども、現実的には町民も非常に関心が

ある事項で、ある程度の町の行政の対応も物を考えているのではないかというふうに私も察します。

それと、今ドライブレコーダーという話がございました。これは非常に有効なもので、全町有車についてはつけてもらいたいと、今後検討いただきたいと、こういうふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） ありがとうございます。

ドライブレコーダーにつきましては、E T Cがついている車を特に中心に取り付けをしております。最終的には全車種につけられるように順次進めていきたいというふうに思っております。

それと、正規の職員、またパートの職員、あと期間的にお願いする除雪の職員なり、いろんなケースがございます。今後正職員だけではなく、いろんな形の方々にやはり安全運転を徹底してもらいたいような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 今ドライブレコーダー等、ほとんどの車につけていただく方向でいると思いますが、ドライブレコーダーをつけて、事故が起きたときにそれを見るという形だけでは、何の対策にもならないと思うんです。その中でドライブレコーダーをつけた車については、定期的に何かそれを見た上で、ああ、ここはあなたは問題がありますよとかいうことを喚起していかなければ、やっぱりいい形にはなっていないと。ただ、事故が起きて、おまえ、赤だったじゃないか、俺は青だった、ほらという話じゃないと思うのですね。そのためにそのドライブレコーダーの有効利用、要するに事故を起こしたときの教育訓練というのと一緒だと思うんです。そういうことでそのドライブレコーダーの安全に対する有効利用を進めていってもらいたいというふうに思います。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） ありがとうございます。

職員には、ドライブレコーダーがついているということは乱暴な運転、スピード、急な車線変更、全てドライブレコーダーに記録されているというふうなことを頭に置いて運転をしてもらいたいというような形で徹底しております。

以上です。

○議長（山崎信義） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時22分）

---

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

---

◎議案第49号 平成28年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（山崎信義） 日程第16、議案第49号 平成28年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第49号、一般会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

歳出の主な補正内容といたしましては、各款に共通するもので、4月の人事異動に伴う人件費の組み替え、また共済費などの負担率の変更によるものの増減額を計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費では、今まで登記関係事務に従事してきた職員の退職に伴いまして、嘱託登記業務を行うための委託経費を計上いたしました。

また、スマートフォンやタブレット等のインターネット通信環境の整備充実を図るために役場庁舎内に公衆用無線LANの設定における委託経費を計上いたしました。

平成19年11月から庁舎裏の一部山林について、駐車場等の用地として借地してきた部分をこのたび将来的にも占有することから、用地交渉を行った中で当該土地の購入費、立木補償料を計上いた

しました。

3 款の民生費、1 項社会福祉費、2 目障害者福祉費では、更生医療給付の追加を、11 目臨時福祉給付金事業費で非課税者に対して 1 人3,000 円を、また12 目障害・遺族年金受給者向け給付事業費では非課税者で、かつ障害者・遺族年金受給者に対し 1 人 3 万円を10 月から支給するための給付金の対象経費を、あわせて支払いシステムの改修委託経費を計上いたしました。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 項の農業振興費では、藤巻農業生産組合の生産基盤強化を図るため、4 条刈りコンバイン 1 台の購入に対する補助金を、また青年就農支援事業補助金では柏崎市在住の稲作の新規就農者に対する補助金を計上いたしました。

7 款の商工費、1 項商工費、3 目観光費では、心月輪エアコンの老朽化に伴う更新を、4 目天領の里管理費、5 目陽だまり館管理費では財産管理費と同様に、天領の里及び陽だまり館に公衆用無線 LAN 設定に伴う委託業務経費を計上いたしました。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費では、財産管理費と同様に、町道の分合筆等の嘱託登記業務の委託経費を計上し、道路新設改良舗装工事では歳入の防災安全交付金の減に伴う事業規模の見直しによる減、また財源として国庫減額分を過疎債に充当するための予算計上いたしました。

また、新規の松本南・東団地関係の公共嘱託登記事務の委託料に伴う宅造会計への繰出金を計上いたしました。

10 款の教育費、1 項教育総務費、3 目教育振興費では、本年 3 月に株式会社アイザワビルサービスから奨学金の充実を目的とした寄附を受けたため、このたび奨学基金に積み立てするものです。

また、2 項小学校費、1 目学校管理費では小型除雪機の購入経費を、4 項社会教育費、6 目良寛記念館管理費では財産管理費と同様に、公衆用無線 LAN の設定業務の委託経費を、5 項保健体育費、2 目体育施設費では老朽化に伴う町民プール休憩所建てかえ及び町民野球場照明安定器取りかえ工事費をそれぞれ計上いたしました。

歳入におきましては、これらの歳出補正予算額に要する財源として国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、町債をそれぞれ追加及び減額計上いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額 3,399 万 5,000 円を追加し、予算総額を 33 億 4,407 万 5,000 円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳出、157 ページからお願いいたします。議会費から、町長の説明のとおり人件費の人事異動に伴う組み替え等を計上してございます。

次の158ページをお願いいたします。財産管理費の嘱託登記業務委託料についてでございます。長らく建設課に籍を置いて嘱託登記を行ってらってございました臨時職員の方が5月末で退職いたしました。急遽、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の柏崎支所に依頼するというふうなことで、今後登記関係が出てくるものを各款に計上してございます。現在ハローワークを通じまして募集しておりますが、急ぎの案件も発生しておりますので、このたび計上させてもらったというふうなところでございます。

続いて、公衆用無線LAN設定業務委託料というふうなことでのせてございます。これは、財産管理費であります役場庁舎に公衆用無線LANを導入するというものでございます。そのほか役場の建物以外に、商工費で天領の里、あと駅前の陽だまり館、あと教育費の中央公民館、体育館に同じく計上してございます。内容的には、金額に大小ございます。施設の規模、また天領で説明いたしますが、ちょっと広い範囲で対応できるようなものとかということで、それと天領の里自体は光回線ではなかったというふうなことで、ADSL回線を光に変更しての利用というふうな形で、それぞれの計上で金額が異なっております。

続いて、土地購入につきましては町長の説明のとおり、実は中越沖地震の余震でどんと落ちて、裏の駐車場なんですけど、その部分、とりあえず相続が、当時はなかなかはっきりしないということで借地で契約しておりましたが、相続が整理されたというふうなことでこのたび丸ごと土地を買収させていただくというふうなものでございます。

それと、企画費につきまして住民基本台帳システム関係の改修でございます。ずっとマイナンバー関係が続いておりますけど、これは厚生労働省と総務省の今度相互連携に係る、それぞれの個人番号で2つの省で連携する、そのシステムの改修というふうなもので、ほとんど国のほうから歳入のほうは来てるというふうなもので計上してございます。

続いて、コミュニティ助成事業でございます。これは稲荷町の獅子頭の修復、宮太鼓、はっぴ等で250万の決定が来ておるものでございます。同額が歳入で上がってございます。

続きまして、160ページお願いいたします。民生費の社会福祉費、障害者福祉費でございます。更生医療給付費が大きく増えております。これは、人工透析の関係の方、生保になられたというふうなことで更生医療費から給付というふうなことで今回お一人分が増えているということでございます。

国民健康保険事務関係は、これは職員の給与分の減額というふうなことで人事異動に伴うものです。

次の臨時福祉給付金事業費、これにつきましては27年、昨年度の臨時福祉給付金対象者と同じでございます。今回は1人当たり3,000円というふうなことで、1,100人を見込んでおります。その関係する経費がのってございます。

続いて、障害・遺族年金関係の給付金でございます。これも町長の説明のとおりでございます。

障害年金、遺族年金の受給者の方が対象となるということで、これは1人当たり3万円ということで、75人を対象として見込んでいるという関係費でございます。これは、10月からの支給を予定しております。

続いて、162ページお願いいたします。児童福祉総務費の中の人件費関係、賃金でございます。これは、家庭児童相談員を置いておりますけど、なかなか時間外での相談時間が多くなっているということでこのたび追加させていただきました。

それと、11節の需用費につきましては消耗品ということですが、子ども発達支援事業用の子供用のマット、小さい椅子の購入というふうなものを今回追加させていただきます。

それと、子育て支援拠点事業費でございます。人件費の関係、異動しておりますが、これは臨時福祉給付金事業のほうにちょっと人件費、臨時の人のを組み替えてというふうなことで対応してもらっているというところでございます。

続いて、163ページでございます。母子保健衛生関係でございます。これは、報償費から雇い上げの雇用契約となる賃金に組み替えをそっくりさせていただくということでございます。

それと、健康増進費、これは保健師が使用しております軽の車でございますが、当初で車検費用を落としておったというふうなことで、申しわけありませんが、このたび計上させていただきました。

続いて、164ページでございます。農業振興費でございます。有害鳥獣被害関係隊員報酬でございます。これは、先ほど議案第45号でお願いいたしましたが、15人、これは猟友会の会員15人掛ける年額2,000円というふうなことで、これはくくりわなのほうのことになりますが、今回報酬で新たに計上させていただきました。

それと、農業振興費の委託料、中山間地域の測量関係でございます。これは、28年度で新規取り組み予定地区として、桂沢を予定しております。勾配、面積の測量関係の委託料の計上でございます。

19節は、農業用機械施設整備、これは藤巻農業生産組合、8名の方でコンバイン、刈り取り中心にやっぺいらっしゃいますが、今回は4条刈り1台の購入補助というふうなことでございます。現在組合員6台、コンバイン持っぺいらっしゃいますが、3台廃車して1台を新規の4条刈りでということで、4台体制で約10ヘクタールを対応されているというところでございます。町単独事業、過疎債を入れておりますけど、40%補助ということで、一応予定額561万6,000円の40%というふうなことで予算をしてございます。

続いて、青年就農支援事業補助金でございます。これは、沢田出身の遠藤将美さんという方あります。水稻をとというふうなことで、37歳の方でいらっしゃいますが、水稻2.7ヘクタールで農業に新規就農されると、経営開始型というふうなことで今回、これは歳入で全額国費が入ってまいります。

次のページ、地籍調査費、これは負担金が増えてまいりました。

林業費につきましては、林業振興費の地図関係でございます。これは、県の補助が2分の1入っておりますが、森林地図情報システムというようなことで林班図、所有者ごとの地図がございます。これ県土連が持っている最近の、平成25年の航空写真をデータとして取り込んで精度を上げるというふうな形のものでございます。

続いて、166ページお願いいたします。観光費、心月輪のエアコンでございます。室外機2台、故障しております、エアコンが使えない状況であります。急遽の補正をお願いしたいということでございます。

あと、天領の里でございます。先ほど申しました公衆用無線LANの形の導入でございます。ADSLから光に変更というふうなことと、天領、ちょっと金額多いんですが、施設内だけではなくて、隣接の第1、第2駐車場あたりでもある程度入るような形で予定したいというようなことで、導入する機械もちょっと増えてまいりますので、その辺の部分で高くなっております。

それと、陽だまり館でございます。これは、金額少ないんですけど、これも建物、あんな建物ですんで、できたらということで、駅の広場あたりまで対応できるような形でというふうなことで、ちょっとこれも範囲を広げてというふうな部分で今予定をしているところでございます。

続いて、168ページお願いいたします。道路新設改良費の嘱託登記関係でございます。大きな金額となっておりますが、尼瀬稲川線、吉水桂沢線など、いろんな部分での今後登記が出てくる部分をしている部分でございます。

それと、道路事業は減額になっておりますが、これは防災安全交付金、国の交付金ですが、配分が減ったというふうなことで尼瀬稲川線、吉水桂沢線、船橋田中線、吉水線の事業費を若干減にさせてもらっているというところでございます。

下水道費につきましては、これは人事異動による減でございます。

続いて、169ページ、住宅費でございます。これ宅地造成関係、特別会計への繰り出しでございます。これは、新規団地の予定地、松本南と東の団地、この辺の部分で登記部分、登記の部分で整理が必要というようなことで公共嘱託にかかわる部分を繰り出すというふうなことで計上してございます。

続いて、消防費でございます。消防施設費のほうで胴長というようなことで1着今回上げさせていただきます。川、また海、それぞれいろんな活動が広がっているところで、この胴長につきましてはちょっと水が入らない胴長でございます。胴長の上をさらに二重でベルトで締めて、要は水が入らないというふうなことで、そういうのを役場の消防部隊のほうに装備して、ちょっとまた活動を見てみようというようなことで今回上げさせていただいたものでございます。

それと、災害時の非常用物資の追加でございます。熊本地震の後、町長のほうからいろいろ指令を受けまして、本町の備蓄関係を整理というか、確認しております。そこで、若干追加ということ

でトイレトペーパー、人口分ぐらい用意をさせてもらおうということで、実は国内でのトイレトペーパーの生産地というのは静岡県がほとんどの割合を占めているというふうな部分であります。それで、サポートセンターでそこからのものをいろいろ使って、製品としてサポートセンターを利用されておりますが、サポートセンターを通しまして常に4,000個弱、サポートセンターで私どもの町分のストック分ということで、常にワクッション置いてそこで用意してもらうような形をお願いをするということで、実際はサポートセンターで備蓄を含めて、常に4,000個弱そこに町分があるというふうなことで今考えております。

そのほかミルク関係、ドライミルク、フォローアップミルク、これは9カ月までと18カ月まででミルクが異なると聞いておりますけど、今までですと1日分の備蓄しかございませんでしたが、これ3日分の備蓄に延ばしたいということでございます。

そのほか、ブルーシートでございます。19年の中越沖のとき、いろんなところから職員がブルーシートを買ってまいりました。なかなか地震によってそういう、業者とのいろいろ提携もあるんですけど、迅速に対応するには、やっぱりある程度用意しなければいけないということで、2間、3間のブルーシート280枚ぐらい今事前に用意したいと。これは、19年の半壊以上の数、140ぐらいが19年のときの半壊以上でありますので、その掛ける2枚ぐらいということで今予定してございます。

あと、飲料用水でございます。実は、小木と釜谷の井戸がそれぞれタンクを用意してございます。したがって、水道がいろんなところ断水しても井戸に行きますと、タンクに水が入っておりますので、そこで水をお渡しすることができる。ただ、18リットルのポリタンクを持ってこいというのなかなかあれですんで、今縮むポリタンクございまして、それを1,800枚町のほうで用意して、緊急時ポリタンクに水を入れてお渡しできるようなというふうなことでポリタンクのほうを用意したいというふうなことでトイレトペーパー、ミルク、ブルーシート、非常用の水入れというふうなことでこのたび急遽上げさせていただいたというところでございます。

そのほか、無線の定期検査、これは5年に1度、4月に通知来まして、ことしの暮れにあるんですけど、移動系の無線と防災無線、これの定期検査料を今回上げさせていただきました。

続いて、170ページでございます。教育振興費、入学祝金、当初小学校26人予定をしておりましたが、27人というふうなことで1名分の追加。

奨学金の貸与の積み立て、これは先ほどからの条例関係、また歳入関係で話をしたとおりでございます。

それと、小学校費の施設修繕料と生ごみ処理機、小型除雪機、これが一連になります。実は、小学校に生ごみ処理機が入ってある保管庫がございまして、小型除雪機を格納するにちょうど手ごろな大きさでございまして、また生ごみ処理機自体も今はもう使っていない状況であります。これを整理いたしまして、若干の改修した中で小型除雪機をとというふうなことで、今まで町内の業者から借

りておったんですけど、今注文すると年末、降雪期に間に合うというふうなことで、このたび計上させていただきたいというところでございます。

中学校費につきましては、賃金を追加いたしました。再任用職員でありました中西調理員さんが5月31日に亡くなられたというふうなことで現在代替調理員、募集しておりますけど、代替ということで2人の方、登録してありますので、その分の追加でございます。

172ページ関係でございます。公民館費のインターネット回線、これADSLでございましたので、公民館関係も光回線にかえるというふうなことで、公衆用無線LAN、これは公民館、体育館で利用できるような状況で予定してございます。

それと、最後、町民プールの休憩所でございます。町長の説明のとおり、これからやっぱり日差しを考えまして、一応屋根というんですか、日をしのごうな形で、製品は自転車置き場、既製品のをちょっとイメージしたもので利用できないかということで、そういうふうなもので用意をしたいということでございます。

あと、町民野球場の照明安定器、これは絶縁不良で点灯していない部分も一部あると聞いております。安定器交換によりまして全部点灯するような形でというふうなことでございます。

154ページ、歳入に戻っていただきまして、歳入関係でございます。国庫支出金、これは歳出に連動いたします。2分の1医療費、また生活保護の方の透析の部分でございます。

次の国庫補助金、歳出であります総務費、企画費の連携の関係で10分の10と3分の2、それぞれになりますけど、歳入で入っております。

あと、臨時福祉給付金関係、建設課の土木費の防災・安全交付金の減と。

それと、155ページ、県支出金は、これ農林水産業費の経営開始型の新規就農事業で10分の10、県から参ります。

林業費は、航空写真の林班図の精度を上げるというシステムの2分の1県補助でございます。

天領の里追加は、これは公衆用無線LAN関係でのものを基金のほうから繰り入れということで出ております。

156ページについてでございます。繰越金を追加、財源対応させてもらっております。今回2,300万円の補正でございますが、当初3,000万円でございますので、5,300万円の繰越金のことになります。8,150万8,000円というふうな実質収支でございます。そのうち今回は追加というふうなことで、残り3,000万弱になりますか、そのような形で進んでおります。

21款の諸収入、これコミュニティは宝くじの部分で、稲荷町の獅子頭の追加でございます。

町債関係は、藤巻のコンバインの充当、それと防災・安全交付金分の尼瀬稲川線、船橋田中線、その辺の部分で国庫補助金が減となりましたので、過疎債のほうで追加できる部分でというふうなことで振りかえての追加としております。

あと、151ページ、第2表、地方債の補正は、今ほどの内容でございます。追加と変更でございます。

す。

それと、174ページ、給与費の明細、これは特別職と一般職の部分での増減を整理してございます。最後、179ページは地方債の調書というふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑では、ページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 2点ほどお聞かせをいただきたいと思いますが、158ページの、今ほど無線LANの話が出てまいりました。大変結構なことだなと思います。今どきの時代でありますから、こういったことはどんどん進めなければならぬだろうなと思うんですが、この予算に直接的な関係があるかどうかはわかりませんし、私がちょっと無知かもしれませんが、天領の里の関係、支払い決済そのものが現金そのままになっていて、カードだとか、もしくは例えばスマホ、携帯の類いのもので決済なるものできないのかなというふうに記憶していたんですが、その辺もそういうふうになっていないのであれば、今後そういったものというのはどういうふうに考えていくのかということと。

もう一点、171ページ、今ほどの小学校のほうの備品関係であります。小型除雪機、これは以前お話があったとおり、給食資材の搬入が困難であるということで手当てを講じていたわけでありませうけども、買われることは大変結構だと思います。ただ、私以前にもお聞きしましたが、現在町が手持ちで持っている除雪機そのものの稼働率、これはたしか、以前私の記憶で、答弁では二、三回ぐらいしか貸し出しがなかったような説明があったというふうに覚えておりますけれども、これはこれで必要であればやむを得ないと思いますが、もしこちらであいているものがあるのであれば、今後貸し出しが増えていく見込みがなければ、そういったものを活用しても別にできなくはないのかなと思うんですが、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 今まで地元の業者さんから小型除雪機借りておりました。大分古いものということで。最初は、ここの役場のものどうですかというふうな話もしたんですけど、やはり雪が降ると毎日持っていく、返してくるというのはなかなか難しい。じゃ、貸しっ放しというふうになると、ちょっと外部の人がもし貸してくれと行って、学校へとりに行ってくださいというふうな部分になるというようなことで、地元の方から借りるというふうなことをずっとやっていたと思います。

それで、町のほうで持っている除雪機が2台、3台ございます。稼働自体は言われるとおり、毎年利用される方というふうな形になると思いますが、実際ことしの大雪のケースになりますと、当然利用される方と、正直利用したいんだけど、軽トラがない、高齢者で対応できないというような

方がおりました。いいか悪いかは別としまして、やはりできなければというふうなことで職員が除雪機を軽トラに積んで持って行って対応したというようなケースもございます。今後どこまでサービスを提供するかもあるんですけど、実際稼働は少ないとはいえ、実は消防分遣所にも貸し出しております。分遣所をつくる時、電熱ヒーターという話もあったんですけど、なかなか経費がかかるというふうなことで除雪機を使ってくださいというふうなことで、消防が朝晩持っていくようなケースもあります。消防の場合ですと、すぐそこにあるんで、どうぞ持って行ってくださいというので、一般の人にも貸し出せるんですけど、そんなような形で、実は一般の方に正式な手続以外でもそういうふうな利用をしているというふうな状況で、あと学校関係はちょっと離れているというふうな部分で今回上げさせていただいたというふうなことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 天領の里の支払いの関係なんですけども、シダックスさんに確認をしてみないと、その辺がはっきりわからないので、またちょっとお時間をいただいて、シダックスさんのほうに確認してからご報告したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） それで十分結構であります。だんだんこういった時代にきっと来ているんだろうなど。観光地として出雲崎はやっぱり一番売っているところでもありますので、若い人たちも不便のないような形で今後検討していく必要があるのかなというふうに思いますので、ぜひシダックスのほうと協議をされながら、必要なものがあるようであれば進めていかれることがいいのではないかと考えております。

それと、小型除雪機、よくわかりました。ただ、手持ちの小型除雪機、ぜひもうちょっと集落等々に周知されて利用を広めていただければ、せっかく持っていますので、昨年のような突発的な大雪ということもあり得るでしょうし、不便をしているけど、なかなかこれを理解していない方もいらっしゃるのかもしれませんが。あと、地域で助け合いの精神の中で、もし高齢者のお宅なんかが不便があれば、地域の方々が借りて行ってというようなことも可能になるように、ぜひ今後ともPR、告知のほうを進めていただければということの要望でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） 164ページ、6款、農業振興費の中で、先ほど出ました町の鳥獣被害対策ですが、これは報酬はわかったのですが、山へ入りますので、結構危険性も伴いますので、そういった場合、特別職という形になりますので、そういった場合の保険関係、そういったものはどうなっているのかと。

それと、もう一つ、あと負担金のほうですが、先ほどの青年就農ということで県の助成が100%ということなのですが、これ以前にもありましたけど、例えば実際こういうふうな補助金いただいて

スタートしたと。何かの都合で続けられなくなったというふうな条件とか、そういう規定というの  
はあるんでしょうか。その辺聞かせていただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 非常勤特別職というふうな位置づけになりますので、賠償関係は町の職員  
としての対応でというふうなことになります。

以上です。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 青年就農給付金の関係ですけども、とりあえず特別に何かというもの  
はございませんということで、今回申請が上がってきたものにつきましては28年の2月に認定され  
ておりますので、それに基づきまして給付をするという形のものでございます。

以上です。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 151ページなんですけども、その中の起債の中で上げております農業用機械購入  
事業、これ金額的にはほかのものに比べると金額少ないんですけども、これ起債に上げなくても当  
町、財源的にはゆとりがあるように日ごろ言っているんですけども、この辺のものの考え方と  
いうのはどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） まず、私ども補助の申請というか、ご要望ありますと、国の補助に該当に  
なること、またそうじゃない経営拡大を図るような場合ですと、県単独事業の補助に当てはまると  
いう段階を踏んでくるんですけど、藤巻の場合は県単事業にも該当しないというふうなことで、ま  
ず補助金が最優先であるかどうかというふうなことにいきます。したがって、今回は全く町の  
単独事業になりましたが、過疎債を充てて対応したいというふうに思います。過疎債については、  
7割の補助金みたいなものでありますので、結果的には補助が当たるというふうに考えていただい  
ければいいのかなと思います。ただし、過疎債も当初予算に入っていないんで、全体の枠の中です  
き間の中に入れていくような形で予定していますんで、全額充てるわけにはちょっといかないん  
ですけど、できるだけ充てたというふうな部分でご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 課長の答弁でわかるわけですけども、私がお話したいのは、金額的に多けれ  
ば当然こういうふうなのをしたほうがベターだと私は思うんですけども、金額的にそれなりの少な  
い金額のものを過疎債を云々というか、過疎債は100%じゃない、今言う7割ですので、30%の町の  
持ち出しがいいのか、それとも現金で町がそれを補助出してやったほうがいいのか、その辺の考  
え方というのはどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） これ補助ですけど、普通建設というか、建設事業に準じる事業であります。基本は補助金、それと起債というふうなことで、起債も有利な起債をとというふうなことが大前提にありますので、金額の大小関係なく、起債は充当できるものは起債を充当していきたいと思っております。以上です。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 173ページ、保健体育費の町民プール休憩所の建てかえ工事、こちらについてなんですけれども、建てかえということですので、一旦壊されたあの場所に建てかえられるのでしょうか。

○議長（山崎信義） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 今ほどのご質問の件につきましては、今ある建物のところを取り壊しまして、新たに同規模のものを建てるということでございます。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） あそこのプールの大体親御さんたちが座っておられる場所を見ますと、実は出入り口のほう、シャワーのあるほうのところにもかなりの方が子供さんが泳ぐのを見ていらっしゃるケースが多いと思います。というのは、今の道路沿いのところの休憩所ですと、あそこも幼児プールに近いので非常に重要な場所なのですけれども、なかなか子供さんたちが大きいプールに入るときにちょっと危険な状況になりやすいということが非常に多くて、そちらのほうにいる方もたくさんいらっしゃいます。場所的に限られた場所ですので、屋根つきのものがやはりあるということは、見守りのときに非常に大事なんですけれども、同じように日をよけるということになればパラソルとか、そういう方法は考えられるんですけれども、もう少し大きいプールのほうの日よけということも考えてパラソルとか、そういう対策をぜひ立てていただきたいと思っております。

夕方になれば、確かにあちらのほうは日陰になるんですが、午前中から大体3時ぐらいまでに幼児や小学校のお子さんを連れてこられる方が非常に多いと思います。そういうところであそこはもう西日が当たりますので、ぜひ日よけ対策をもう一考お願いしたいと思っております。

○議長（山崎信義） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 今ほどのご質問についてでございます。やっぱり建てかえる場所等につきましては、今入り口の部分というお話もありましたけれども、奥行き的に約2メートルぐらいの建物になりますので、限られた場所でございますので、建てる位置等につきましては今のところということになりますし、それとは別にそういった日よけ対策ということでパラソル等、そういったもの、あとはプールの監視員等の配置の場所等を十分考えていきたいというふうに考えております。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 今回の補正は、4月の定期異動で若干給料が増減した部分がほとんどというふ

うに思っていますけども、それでいくと、あれと思ったのですけども、私ちょっとわからないので教えてください。議会費のあの二人、去年もかわっていないんですけども、今回減額になっていますね。これは、どちらかが給料上がったのならわかるけど、下がったのかなと思って、そんなわけはないなと思っているんですけど、それ1点お聞かせください。

それから、2点目、171ページ、生ごみ処理機廃棄手数料4万4,000円ですけども、これを導入するときのあのいきさつを私はどうしても忘れることができないんです。というのは、これは今小学校の生ごみ処理機ですよ。中学校にもあるはずなんです。今それは稼働しているのかどうなのか。そして、それを購入するときにわざわざ小学校と中学校の生ごみ処理機を別のメーカーを入れた、同時に。そして、それなぜ別のメーカーなんですかという質問に、どちらが経済的にランニングコストが安いのか調べるという。でもこんなの生ごみ処理機だって、生ごみ出せばいいんだから、無駄でしょうという議論のときに、いや、これはその生ごみを堆肥にして使うんだから、だから年間30万かかろうが、40万かかろうが、入れるのだという議論でした、今振り返ってみれば。これは、いつから使われていないんですか。そしてまた、中学校のほうは今稼働しているんですか。教えてください。

○議長（山崎信義） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 小学校の生ごみ処理機につきましては、平成12年に購入してございます。経過としましては、平成23年まで利用しておりました。主な目的は、学校関係で畑のそういった授業の中で給食等から出る生ごみを使って、それを堆肥にしてということで平成23年まで使っておりました。それ以降につきましては、機械が古くなったという部分もありますし、実はにおいの問題で毎年メンテナンスをしているんですけども、そのにおいが何かで出まして、生徒、先生のほうから授業にちょっと支障があるという部分で、それ以降は使ってございません。中学校につきましては、現在利用していないということで聞いています。

以上です。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 議会費の人件費関係ですが、人事異動は2人ともなかったんですけど、共済費のほうで、年度初め共済組合のほうから提示した金額がちょっと下がってございました。ということで各款に共済費のほうは減になっておりますので、議会費の減額は共済費の減額というふうなことでご理解いただきたいと。年度末で正式な金額来ますと、また変更が出てまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 毎年毎年たしかこの生ごみ処理機はメンテナンス料、当初予算で上がっているんですよ。中学校はいつから使っていないんですか。

○議長（山崎信義） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 大変申しわけありません。今いつから使っていないという質問にお答えできないので、後で調べてご連絡いたします。

以上です。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 使っていないのだから、今回これを廃棄することに私は異議はありません。もう使っていないので、そこにあるんだから、廃棄するのはこれは構わないと思いますけども、物の考え方ですよ。例えば皆さんお宅でどうでしょうか。エアコンでもそうですけども、入れるときにどちらがランニングコストが安いのか高いのか、それを見ながら入れると思うんです。このときにも2台同時に入れるんだから、2台同じメーカーにしたほうが安いでしょうと言ったら、いや、そうじゃないんだと。ランニングコスト、どちらが安いか見たいから、片方が日立で、片方はどこだったか、ちょっと記憶にないんですけども、2台違うのを入れました。もしこれを本当に有効に使う気であれば、何年から使っていませんじゃなくて、そこでメンテしてまた使うでしょう。あるいは入れかえるでしょう。10年やそこらでエアコン等々、必要なものを使わないのであれば、当初から上げる必要がない。逆に言うと、当初から生ごみはきちんと袋に入れてごみ処理業者に出しても、そのほうが結果的に安くつく。これは、その当初の話では堆肥にして花壇に入れるんだと。そういう子供の教育のためにも使うんですということだったんですね。いつからこうなってしまったのでしょうか。その考え方が私はちょっと理解できないんです。だめならだめで、それでもうそこでやめるんだじゃなくて、じゃ入れるときの理念は何だったんだと。まして今中学校も多分これ使っていないですよ、小学校がこういう状態であれば。だったら廃棄費用、またかかりますけど、どうするんですかという話なんですけど、私ここで結論を求める気はありませんけども、少しそういうところ、何かおかしいところが学校のほうで見られるんですよ。

例えばこの前ちょっと見たんですけども、話はちょっと横にそれますが、ごめんなさい。熱中症対策で皆さんだったらどうしますか。水を飲みますよね。冷たいもの飲みますよね。頭冷やしますよね。でも学校では、熱中症のために製氷機を買っているんですよ。同じ考えだと思うんですよ、これと。その製氷機、年間何日稼働するのか。製氷機というのは皆さんご存じのように、電気入れて、水道入れて、24時間、365日氷をつくっているんです。冷蔵庫と違うんです。冬はコンセント抜けば使わない代物と違う。そういうことがあるんですが、ちょっと学校教育、もう少し……これはこれで私は理解します。でも生ごみをそうやってやろうとして、町の予算で百数十万かけて、また毎年毎年30万、40万かけてやっていたわけですから、もう少し物事を大事に使っていただきたい。また、そうでなければ、当初から入れないで、もっとコストの安い方法があるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。結論は求めません。

○議長（山崎信義） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第50号 平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山崎信義） 日程第17、議案第50号 平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第50号、国保特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、4月の人事異動に伴う人件費関係を減額補正いたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ211万2,000円を減額し、予算総額を6億2,988万8,000円とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

○保健福祉課長（河野照郎） ありません。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第51号 平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（山崎信義） 日程第18、議案第51号 平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第51号、介護特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、4月の人事異動に伴う人件費関係を減額補正いたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ252万円を減額をし、予算総額を6億7,048万円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

○保健福祉課長（河野照郎） ございません。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎議案第52号 平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

### について

○議長（山崎信義） 日程第19、議案第52号 平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第52号、簡水特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、今年度の水道管布設がえにかかわる国費の配分が要望額に対して63%と、大きく減額となりましたことから、工事の規模を縮小することとしたものであります。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額1,831万8,000円を減額をし、予算総額を1億6,908万2,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

歳出の184ページをご覧ください。1款1項1目4節の共済費は、算出に係ります係数が変更になったことにより減額でございます。

また、3款1目の15節管路工事費の減額につきましては、町長の説明のとおりでございますが、本年度の施工を見送る部分につきまして松本地内で予定しておりました水道管の布設がえ970メートルのうち440メートル分を見送るというふうに考えております。

戻りまして、歳入、183ページをご覧ください。3款1項国庫補助金では、国から配分されます補助金が交付金に変更されましたので、目を新設するものでございます。当初2,533万3,000円を要望しておりましたけれども、931万8,000円減額の1,601万5,000円の配分となっております。

8款の町債も事業規模を縮小することから減額しました。また、これに伴いまして181ページに第2表、地方債補正、また186ページに地方債の現在高見込みに関する調書がございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） 減額により工事縮小ということなのですが、今後やらなければだめということで予算上げていて、結局見送りになったんで、いずれやらないと管がだめになってくるということなのですが、その今後の見通しというのは、やらないで済むわけではないと思うんで、その辺の見通しをちょっとお願いいたします。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） なるべく有利な形で、国費の導入ということを主に事業展開をしておりますけれども、今現在水道の関係でいいますと、人口が減っておりますので、水の需要自体は当然減っています。ただ、駅前地域に人口が集中している状況でございます。そういった中で今ほどの管の更新、それから例えば小木、八手地域の水を真ん中の駅前のほうに集める、あるいは下西越のほうの水を駅前のほうに集める、そういったことも念頭に入れながら、なるべく効率よく事業費を配分しながら年度計画を立てていきたいと思っておりますが、こういう形でちょっと大幅な国費の減でしたので、次年度以降に1年ずつずれ込むような、そんな形のとりあえずは動きになろうかと思

っております。

以上です。

○議長（山崎信義） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第53号 平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山崎信義） 日程第20、議案第53号 平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第53号、農排特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、担当職員の昇任と共済費の算出にかかわる係数が変更となったことによる人件費関係の増減額を計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額14万円を追加し、予算総額を1億1,284万円とする

ものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

○建設課長（玉沖 馨） ございません。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第54号 平成28年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

##### について

○議長（山崎信義） 日程第21、議案第54号 平成28年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第54号、下水道特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、4月の人事異動に伴う人件費関係を減額いたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額236万2,000円を減額し、予算総額を1億8,013万8,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

○建設課長（玉沖 馨） ございません。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第55号 平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山崎信義） 日程第22、議案第55号 平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第55号、宅造特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、松本地内の2カ所の団地の用地取得にかかわる嘱託登記業務を委託する費用を新たに計上するものであります。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額307万円を追加し、予算総額を5,207万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

一般会計の補正予算でも申し上げましたとおり、登記にかかわっておりました事務職員が退職をいたしましたことから、嘱託登記の費用を計上させていただくことになります。今年度に用地買収をするところ、あるいは造成工事を行いますその土地の分筆、所有権移転、あるいは地積更正など、一連の登記に係る費用をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第55は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時40分）